

航空自衛隊装備品等技術変更提案規則

昭和46年11月29日航空自衛隊達第32号
航空幕僚長 空将 石川貫之

改正 昭和49年4月11日航空自衛隊達第9号 平成元年3月16日航空自衛隊達第25号
昭和50年1月8日航空自衛隊達第1号 平成12年12月11日航空自衛隊達第53号
昭和51年3月29日航空自衛隊達第8号 平成18年7月26日航空自衛隊達第35号
昭和51年9月28日航空自衛隊達第23号 平成19年1月5日航空自衛隊達第1号
昭和51年12月16日航空自衛隊達第32号 平成19年8月31日航空自衛隊達第39号
昭和56年2月7日航空自衛隊達第11号 平成23年12月20日航空自衛隊達第43号
昭和56年3月31日航空自衛隊達第23号 平成25年10月25日航空自衛隊達第77号
昭和59年6月30日航空自衛隊達第19号 平成27年10月1日航空自衛隊達第47号
昭和62年5月6日航空自衛隊達第23号

航空自衛隊装備品等技術変更提案規則を次のように定める。

航空自衛隊装備品等技術変更提案規則（登録外報告）

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 提案の要領等（第5条・第6条）
- 第3章 提案の処理
 - 第1節 第1種提案の処理（第7条—第9条）
 - 第2節 第2種提案の処理（第10条）
- 第4章 雑則（第11条—第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、装備品等の技術変更提案に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この達は、別に定めるものを除き航空自衛隊が調達（航空自衛隊調達規則（昭和36年航空自衛隊達第13号）第1章第2節1（1）アに定める中央調達（以下「中央調達」という。）及びイ地方調達中（ア）に定める補給処調達（以下「補給処調達」という。）をいう。）する装備品等及び部隊等で運用中の装備品等に対し当該装備品等の製造業者が行なう技術変更提案に適用する。

(定義)

第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等及び当該装備品等を構成する部品等のうち、調達の対象となる単位の品目等（装備品等に内臓又は接続された電子計算機のプログラムを含む。）をいう。
- (2) 技術変更提案（以下「提案」という。） 装備品等の性能、安全性、信頼性、整備性、互換性、操作性及び質量等に影響を及ぼす設計変更に関して当該装備品等の製造業者が行なう提案をいう。
- (3) 確認試験 製造業者が提案の技術的立証の必要性から行う試験のうち、当該製造業者においては、実施が困難なものについて、航空幕僚長又は補給本部長が実施することを必要と認めて行う試験をいう。
- (4) 調達機関 装備品等の契約に係る防衛装備庁及び各補給処をいう。
- (5) 製造業者 装備品等の製造又は修理等に係る業者をいう。

(提案の区分)

第4条 提案は、第1種技術変更提案（以下「第1種提案」という。）及び第2種技術変更提案（以下「第2種提案」という。）に区分する。

2 第1種提案は、次の各号の一に該当する提案とする。

- (1) 技術変更が実施された場合、性能、安全性、信頼性、整備性、互換性、操作性及び質量等に影響するもの（軽度な場合を除く。）
- (2) 調達機関においては、契約金額の変更等の処置ができないもの
- (3) 製造業者が確認試験を要望するもの
- (4) 関連装備品等に影響するもの（おそれのあるものを含む。）

3 第2種提案は、前項以外の提案とする。

第2章 提案の要領等

(提案の提出)

第5条 調達機関の長は、提案を、製造業者から提出させる場合には、装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第13条に規定する防衛大臣の制定した防衛省仕様書D S P Z 9004（技術変更提案書の様式）によるものとし、第4条の規定に定めるところにより提案を区分した上、提出（補給処調達による装備品等に係る提案については、第1種提案は10部、第2種提案は7部を各々基準とする

。) させるものとする。

(提案の審査)

第6条 調達機関の長は、提案書を受理した場合には、第4条の規定に定める提案の区分に基づき当該提案の区分の適否を審査し、第1種提案については、提案の必要性及び緩急区分等について意見を付し、次条に定める検討の区分に基づき提案書(8部)を航空幕僚長又は補給本部長に送付するものとする。

2 前項による審査において、提案の区分が不相当と認められる場合には、製造業者と調整のうえ区分を変更させるものとする。

第3章 提案の処理

第1節 第1種提案の処理

(提案の検討区分)

第7条 第1種提案の検討及び採否の決定は、航空幕僚長が行なう。

2 前項の規定にかかわらず航空幕僚長が別に指示する装備品等に係る提案及び部隊等の運用開始以降の装備品等に係る提案については、補給本部長が検討し採否の決定を行なうものとする。ただし、次の各号の一に該当する提案に関しては、その採否の意見を付して航空幕僚長に上申(提案書8部添付)するものとする。

(1) 装備品等の基本的性能に影響を及ぼすもの

(2) 予算要求等の処置を必要とするもの

(3) 電子計算機のプログラムに係る提案のうち、作戦運用要領の変更等を必要とするもの

(4) その他航空幕僚長の決定を必要とするもの

(確認試験の実施)

第8条 航空幕僚長又は補給本部長は、確認試験の実施を必要と認めた場合にはその旨を、製造業者に通知するほか当該提案書を受理した調達機関の長に送付する。

2 航空幕僚長又は補給本部長は、確認試験の全部又は一部を部隊等において実施する必要があると認めた場合には、その実施要領を定め、原則として航空開発実験集団司令官に又は必要に応じその他の部隊等の長に当該確認試験の実施を指示又は依頼するものとする。

3 前項の規定に基づき、確認試験を実施した航空開発実験集団司令官又はその他の部隊等の長は、当該確認試験の結果を別紙様式により航空幕僚長に報告又は補給本部長に通知するものとする。(登録外報告)

4 航空幕僚長又は補給本部長は、確認試験の全部又は一部を第2項に定める部隊等以外で実施を必要とする場合には、当該確認試験の実施に関し所要の処置を行なうものとする。

5 前項の規定により確認試験を別途契約により実施した場合には、当該確認試験の契約に係る調達機関の長は、契約の相手方から確認試験成果報告書（別紙様式）を受理し、航空幕僚長又は補給本部長に報告（4部）するものとする。（登録外報告）

（採否の決定に伴う処置）

第9条 航空幕僚長は、提案の採否を決定したものについてはその旨及び契約上の処置を次に掲げるところにより指示又は通知するものとする。

（1）補給処調達による装備品等に係る提案は、補給本部長（提案書2部添付）及び提案書を受理した調達機関の長（提案書1部添付）

（2）中央調達による装備品等に係る提案は、補給本部長（提案書2部添付）及び整備担任補給処長（採用のもののみ通知、提案書2部添付）

2 補給本部長は、提案の採否を決定したものについては、その旨及び契約上の処置を次に掲げるところにより報告又は通知する。

（1）補給処調達による装備品等に係る提案は、航空幕僚長（提案書4部添付）及び提案書を受理した調達機関の長（提案書1部添付）（登録外報告）

（2）中央調達による装備品等に係る提案は、航空幕僚長（提案書4部添付）及び整備担任補給処長（採用のもののみ通知、提案書2部添付）（登録外報告）

3 調達機関の長は、前項による通知を受理した場合には、当該提案に係る製造業者に対し、その旨を通知（提案書1部添付）するものとする。

4 航空幕僚長は、提案（補給本部長が採否するものを含む。）の採否及び契約上の処置について、防衛装備庁長官（提案書1部添付）に回答又は通知するものとする。

第2節 第2種提案の処理

（提案の検討）

第10条 第2種提案の検討及び採否の決定は、当該提案書を受理した調達機関の長が行なう。

2 調達機関の長は、第2種提案の採否を決定したのち、その旨を次の各号に掲げる者に通知するものとする。

（1）採用のもののみ補給本部長（提案書2部添付）

(2) 当該提案に係る製造業者（提案書1部添付）

第4章 雑則

（記録の作成等）

第11条 航空幕僚長、補給本部長及び調達機関の長は、それぞれ検討を行なった提案書を保存するとともに、提案書の受理、審査、検討及び採否の決定の状況等を明らかにする記録を作成し保存するものとする。

（採用番号の付与）

第12条 航空幕僚長、補給本部長及び調達機関の長は、提案を採用した場合には、採用番号を別紙の要領により付与するものとする。

（防衛装備庁に係る事項）

第13条 この達の実施に関し防衛装備庁に係る事項は、防衛装備庁長官の定めるところによる。

（委任規定）

第14条 この達の実施に関し必要な細部の事項は、補給本部長及び補給処長がそれぞれ定めるものとする。

附 則

この達は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月11日航空自衛隊達第9号）

この達は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和50年1月8日航空自衛隊達第1号）

この達は、昭和50年2月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日航空自衛隊達第8号）

この達は、昭和51年3月29日から施行し、改正後の別紙様式の規定は、同月1日から適用する。

附 則（昭和51年9月28日航空自衛隊達第23号）

この達は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年12月16日航空自衛隊達第32号）

この達は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年2月7日航空自衛隊達第11号）

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日航空自衛隊達第23号）

この達は、昭和56年3月31日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日航空自衛隊達第19号）

この達は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年5月6日航空自衛隊達第23号）

この達は昭和62年5月6日から施行する。

附 則（平成元年3月16日航空自衛隊達第25号）

この達は平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成12年12月11日航空自衛隊達第53号）

この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年7月26日航空自衛隊達第35号抄）

1 この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月31日航空自衛隊達第39号抄）

1 この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日航空自衛隊達第43号）

1 この達は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成25年10月25日航空自衛隊達第77号）

1 この達は、平成25年10月25日から施行する。

附 則（平成27年10月1日航空自衛隊達第47号）

1 この達は、平成27年10月1日から施行する。

別紙様式（第8条関係）

発 簡 番 号 年 月 日	
航空幕僚長 殿 又は補給本部長	
製造業者の所在地 製造業者の名称 代表者名 電話番号 又は試験実施部隊名	
印	
確 認 試 験 成 果 報 告 書	
試 験 名 称	
試 験 目 的	
試験実施の根拠	
試 験 実 施 日	
試 験 場 所	
成 果 の 概 要	
所 見	
添付書類： 試験の結果 ： 試験計測器等のリスト 配布区分： 補給本部長 （航空幕僚長に報告する場合だけ） 分類番号： 作成年度： 保存期間： 枚 数： 保存期間満了時期： 開示判断：	

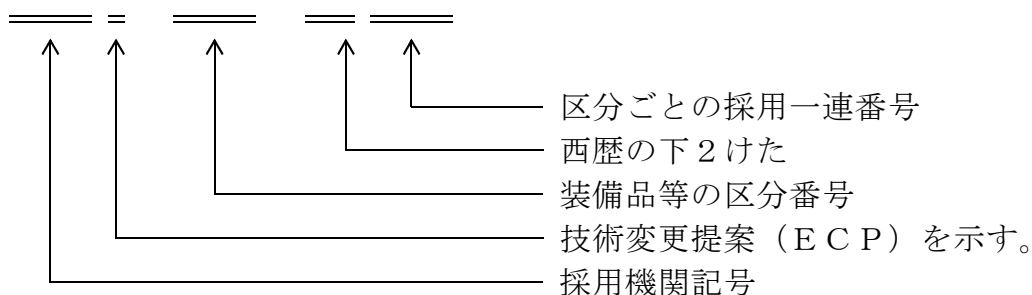
注：用紙はA4判とし、縦長に使用する。

別紙（第12条関係）

採用番号の付与要領

1 次により付与する。

例： AMCE-F15-80012



2 装備品等の区分は、次のとおりとする。ただし、他の区分記号に共通して使用されている装備品等の場合には、原則として、当該装備品等の型式又は記号を区分記号とする。

区分	内 容 例	記 号
航空機	航空機（機体、とう載電子機器） 地上支援器材、訓練器材 エンジン、関連点検器材及び支援器材	F15、F4、F2、 C1、T4等
誘導弾 及び 武器弾薬等	誘導弾、関連点検器材及び支援器材 武器、弾薬、爆弾、ロケット、関連点検 器材及び支援器材、標的	MA
地上通信 電子器材	通信器材、航法器材、警戒管制装置、気 象観測器材、電波妨害装置、保安管制装 置、関連点検器材及び支援器材	GE
その他	計測器材、写真器材、車両、化学製品、 救命装備品等	ETC

3 採用機関記号は次のとおりとする。

航空幕僚監部：ASO 補給本部：AMC 第2、第3、第4補給処：2D、3D、4D